



# ひだまり便り

68号 (令和4年1月号)  
特定非営利活動法人  
ひだまり  
理事長 平井紳一

特定非営利活動法人ひだまり事務所…〒263-0005 千葉県稲毛区長沼町32番地

TEL 043-258-8604 FAX 043-310-5061

E-mail…[hidamari@almond.ocn.ne.jp](mailto:hidamari@almond.ocn.ne.jp) ホームページ… <https://www.hidamari.or.jp>

## 理事長より

ひだまり理事長 平井紳一

新年あけましておめでとうございます。

皆様元気でお過ごしのことと存じます。昨年は度々緊急事態宣言が発せられ大変厳しい環境でした。そんな中、東京オリンピック・パラリンピックが無事開催され、日本では若い選手の活躍により、過去最高のメダルが取れたという明るいニュースもありました。

私達ひだまり職員は、緊急事態宣言の中、定期的に検査を行い、慎重に外出先を選びながら支援サービスを継続して参りました。とは言え利用者の中にはマスクが苦手だったり、距離を取って支援をするのが困難な事も多々あります。それでもお陰様で、大きな支障も無く、支援サービスをする事が出来たのは、本当に良かったと思います。年末には全国的に感染者や重傷者の数がかかり減ってきて改善の兆しもありますが、ヨーロッパや韓国では、また感染拡大が出てきたようです。更に新しい変異株が徐々に増えており油断が出来ない状況にありますが、こんな窮屈な時でも、出来る限りの支援サービスを提供したいと考えております。



さて今年は虎年と言う事で、虎にあやかって少し強気で行きたいところですが、変異株は感染力が強いなど未知数の部分があります。一方三回目のワクチンでかなり感染を抑えられそうとか、飲み薬が認可されそうとか明るいニュースもあります。利用者の皆様には困難な状況が続きますが、ひだまり職員は慎重にも最善の支援を提供出来る様頑張ります。そして状況を見ながらハミング企画の実施等徐々にサービスの範囲を広げて、皆様の喜ぶ顔が見られるように取り組んで行きたいと考えています。

今年も宜しく願い申し上げます。



## わが子のための財産管理～制度の活用Ⅱ～



今回は、67号で紹介した『自筆証書遺言』についていただいた質問にお答えします。  
その前に、前号の内容を簡単に要約します。

## ①遺言は主に二種類ある

「公正証書遺言」・・・二人以上の証人が立ち会って作成されて公証人が原本を保管する。

「自筆証書遺言」・・・自らの意思で作成でき、簡易で自由度の高い遺言。

## ②自筆証書遺言は、財産目録の作成が簡単になり自書労力が軽減された。

## ③自筆証書遺言の法務局保管制度が創設され紛失・改ざん等のリスク回避が可能になった。

Q1

自筆証書遺言を法務局で保管してもらおう際本人確認は必要ですか？

遺言者本人のみ確認書類が必要になります。相続人、受遺者等の本人確認書類は必要ありません。遺言書保管場所（法務局）へは遺言者本人が出向く必要があり、本人確認のため顔写真付きの身分証明書の提示が必要となります。（マイナンバーカード・運転免許証等）

Q2

遺言書保管申請をする場合、内容書式等が正しいか、法務局で事前チェックをしてくれますか？

遺言書の内容について法務局では一切チェックしません。チェックするのは、用紙のサイズ、余白、ページ番号の記載、全部が自書されているか押印されているか…等です。

（ただし、財産目録の作成は前号で解説したとおり簡素化されています）

Q3

複雑な事例で揉めそうな場合は公正証書遺言にした方がいいですか？

自筆証書遺言でも公正証書遺言でも、揉める事例に変わりはないと思います。揉めるのは、遺言の種類ではなく、内容…特に遺産の分割内容について揉めると考えられます。どちらを選ぶかは遺言者本人がよく考えて決めることが重要です。

Q4

自筆証書遺言を作成したら必ず法務局で保管してもらわなければいけませんか？

自筆証書遺言の保管制度とは、「法務局で保管できる」という選択肢を増やすことで、従来通り自宅等で保管することも可能です。但し、自宅などで保管された遺言書は裁判所での検認が必要ですが法務局で保管された自筆証書遺言書は検認を受ける必要はありません。

Q5

保管申請後、遺言書の内容を変更することはできますか？

可能です。保管申請を撤回し、返還された遺言書の内容を変更して再度保管申請を行う方法と、保管を撤回せず新しく自筆証書遺言を作成して新たに遺言書を保管する方法です。



今回も、皆様のご質問に1級FPの田代常光理事がお答えしました。ご意見ご質問がありましたら ひだまり事務所までお願いします！